

「広報こおりやま特集記事制作業務委託」に関する質問及び回答一覧

No	該当資料名	該当部分項目	質問内容	回答
1	仕様書	4 業務内容	(1) ア 広報こおりやま令和6年9月号、令和6年11月号及び令和7年1月号に掲載予定とする特集記事を作成することについて ⇒9月、11月、1月号が指定になっている理由はありますか。	現段階で委託を想定している特集のテーマに合う月として指定しています。
			(1) イ 発注者が示した企画のテーマに対し、令和6年9月号は6ページ、11月号及び令和7年1月号は4ページの特集記事を作成することについて ⇒基本、テーマに関しては受託後に発注者が考案するかたちになりますか。	テーマは、受託後に発注者が考案し、受託者へお示しします。
			(1) オ 受注者は発注者と協議の上、自ら企画のテーマを提案することも可能とすることについて ⇒企画テーマに関して、テーマの設定は受託後という認識になりますか。その際、今回の提案時に盛り込む必要はない認識になりますか。	テーマの設定は、受託後になります。今回の提案時には、盛り込む必要はありません。
			(8) 業務スケジュール（予定）について ⇒参考に広報紙の納品や配送についても記載があるが、本業務は成果品のデータ納入までという認識で合っているか。	仕様書 (8) 業務スケジュール（予定）に示してある通り、各掲載号の色校会議・成果品納入日に成果品データを納入するまでが本業務となります。
2	実施要領	2 参加資格	(1) 過去2年間（令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間）に地方自治体又は企業、団体等の出版物において受注者として特定のテーマを設けた2ページ以上の特集記事（以下、特集記事という）を制作した実績が2件以上、又は自主出版物を定期的に2年以上継続して発行して特集記事を制作した実績が2件以上ある事業者であることについて ⇒「特定のテーマを設けた」とは具体的にどのような内容を指しているのか。	「特定のテーマを設けた」とは、「県内の桜特集」や「防災・減災特集」など、ある一つのテーマを深掘り紹介することを指しています。 今回のプロポーザルにあたり、課題に示したテーマや、本市内に限ったテーマを特定して、実績を求めているわけではありません。
3	プロポーザル選定基準	3 ⑤業務実績・業務実施体制の採点方法	実績 5点以上 ⇒3点を加点について ⇒5件以上⇒3点を加点とは実績の中に本業務と同種又は類似の業務実績はあるかに当てはまるものが5件以上あるかということなのか。	本プロポーザル実施要領2 参加資格（1）に該当する「本業務と同種又は類似の業務実績」について5件以上あった場合に、3点を加点して採点します。
4	実務実績表	2 本プロポーザル実施要領2 参加資格（1）に該当する業務実績一覧	※行数が不足する場合は、適宜追加してください。の注釈について ⇒※行数が不足する場合は、適宜追加してください。とは概要などを記載する欄についての注釈になりますか。実績が5件以上ある場合は行を追加して6件目以降を記載しても良いということなのか。	本プロポーザル実施要領2 参加資格（1）に該当する業務実績が5件以上ある場合は、行を追記し6件目以降を記載ください。